

西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、電車・バス等通常の交通機関を利用することが困難な在宅の心身障害者がタクシー（第3に規定する事業者が運行する乗用自動車を用いる。以下同じ。）を利用する場合に、その利用料金（以下「タクシー料金」という。）の一部を市が助成することにより、心身障害者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 対象者

この要綱による助成の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者で、当該者（20歳未満の者にあつては扶養義務者）の前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得）が、西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号。以下「条例」という。）第3条第2号に定める所得の額以下のものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち障害の程度が3級以上のもの又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発第58号）に基づく愛の手帳（以下「東京都愛の手帳」という。）の交付を受けた者のうち障害の程度が3度以上のもの
- (2) 西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱（平成15年7月8日付15西保障第518号市長決裁）に基づく助成を受けていないこと。
- (3) 条例第3条第3号に定める施設に入所していないこと。

第3 事業者

この要綱による助成の対象者が利用できるタクシーの事業者（以下「事業者」という。）は、次のいずれかに該当し、西東京市心身障害者タクシー料金助成事業（以下「事業」という。）を理解し、市と事業に係る契約を締結したものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (2) 西東京市有償ボランティア輸送運営協議会設置要綱（平成17年8月25日17付西保障第811号市長決裁）に基づく西東京市有償ボランティア輸送運営協議会の協議を経て道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者

第4 申請及び決定

この要綱によりタクシー料金の助成を受けようとする者は、身体障害者手帳又は東京都愛の手帳を提示の上、助成申請書により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合において、第2に定める対象者の要件に該当すると認めるときは、タクシー料金の助成を決定し、同項の申請をした者（以下「受給者」という。）に、西東京市心身障害者タクシー料金助成事業タクシー利用券（以下「タクシー券」という。）を交付する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、第2に定める対象者の要件に該当しないと認めるときは、タクシー料金を助成しないことを決定し、書面によりその旨を通知する。

4 タクシー料金の助成の継続を希望する受給者は、毎年8月に、第1項に定める申請をしなければならない。

第5 タクシー券

タクシー券は、1月当たり3,000円相当分の利用ができるものとする。

2 タクシー券の有効期間は第4第2項による助成の決定のあった日から、次に到来する7月31日までとし、受給者は有効期間の経過したタクシー券を使用することはできない。

第6 交付及び使用の方法

市長は、第4第2項による助成の決定のあった日から次に到来する7月31日までに使用することのできるタクシー券を交付するものとする。

2 受給者は、タクシーを利用する際に、市長から交付されたタクシー券をタクシー料金として使用することができる。

3 受給者は、タクシー券に記載された金額相当額を差し引いた料金を事業者に支払うものとする。

第7 請求及び実績報告

事業者は、受給者からタクシー券を受け取ったときは、市長が指定する日までに、受け取ったタクシー券の金額等の請求及び実績報告をするものとする。

2 市長は、前項の請求及び実績報告があったときは、その内容を確認し、認めたときは、請求額を事業者に支払うものとする。

第8 受給資格の消滅

受給資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当した日をもって消滅するものとし、消滅した日の分までを助成する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2に定める要件に該当しなくなったとき。

(3) 市内に住所を有しなくなったとき。

(4) 西東京市心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく助成の決定を受けたとき。

2 受給者（受給者が死亡した場合においては、当該受給者の親族）は、前項の規定により受給資格が消滅したときは、資格喪失届により、市長に届け出るとともに、未使用のタクシー券を市長に返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、資格喪失通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同項第1号に該当する場合は、この限りでない。

第9 返還

市長は、受給者が偽りその他不正な手段によりタクシー料金の助成を受けたとき

は、当該助成の決定を取り消し、既に交付をしたタクシー券又は当該タクシー券に係る相当額を当該受給者（当該受給者が死亡した場合には、当該受給者の親族）から返還させることができる。

第10 届出義務

受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等を変更したとき。
- (2) 障害名又は障害の程度が変更になったとき。
- (3) その他申請の内容に変更があったとき。

第11 調査

市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し調査をし、又は書類の提出を求めることができる。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、タクシー料金の助成について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱（平成13年6月29日付13西保障第401号市長決裁）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
- （準備行為）
- 2 市長は、この要綱の施行の日前において、改正後の西東京市心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱に規定するタクシー料金の助成の決定に係る準備その他の必要な準備行為を行うことができる。